

国立大学法人お茶の水女子大学におけるコンプライアンス推進に係る基本方針

コンプライアンス推進会議

令和5年9月15日 制定

1. 趣旨・目的

この方針は、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るため、国立大学法人お茶の水女子大学コンプライアンスの推進に関する規程に係る具体的事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とする。

2. 役職員の責務

- (1) 役職員は、国立大学法人お茶の水女子大学役職員倫理規程を遵守するとともに、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。
- (2) 役職員は、次のことを行ってはならない。
 - ①自らコンプライアンス違反を行うこと。
 - ②他の役職員に対し、コンプライアンス違反を行うことを指示・教唆すること。
 - ③他の役職員のコンプライアンス違反を黙認すること。

3. コンプライアンス推進のための教育・研修

コンプライアンス総括責任者（総務を担当する副学長）は、コンプライアンスを推進するため、理事等に次に掲げる事項について、年間の教育・研修計画の作成及び実施状況の報告を求め、その結果をコンプライアンス推進会議、及び役員会において報告することとする。

- ①サービス・倫理に関する事項
- ②人権の尊重・差別解消に関する事項
- ③労働安全衛生・環境管理に関する事項
- ④情報セキュリティに関する事項
- ⑤個人情報保護に関する事項
- ⑥研究倫理・研究費等の管理・その他研究活動に関する事項
- ⑦その他コンプライアンスに関する事項

4. 本方針の見直し

本方針は、コンプライアンス推進の状況やその変化に応じて、コンプライアンス推進会議において適宜見直しを行うこととする。

以 上